

第2次羽島市人権施策推進指針(案)に寄せられた意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
1	<p>■ページ及び項目 P38～39 施策の方向性(障がい者の人権)</p> <p>■意見 以下の文言を施策の方向性に追加してください。 判断能力が十分でない人の権利の保護と意思決定の支援を推進します。</p> <p>■理由 ・P41にて成年後見制度利用促進法について記載されているため。 ・羽島市成年後見支援センターで知的障がいも対象になっており、実際の取り組みとしてやっているため。</p>	<p>施策の方向性に位置付けている「障がい者の自立した暮らしを支える相談・支援の充実」の観点において、ご意見の趣旨である権利擁護の推進は重要であると考えてるので、「意思決定支援の推進」を新たに位置付けます。</p>
2	<p>■ページ及び項目 P76 施策の方向性(災害に起因する人権)</p> <p>■意見 以下の下線部の文言を追加してください。 女性等に配慮した羽島市避難所運営ガイドラインに沿って避難所運営に努めます。</p> <p>■理由 ・この一言では基準があいまいで何をするのか具体的な内容がありません。 ・岐阜県人権施策推進指針(第三次改定)では、施策の方向性として「岐阜県避難所運営ガイドライン」という文言があります。</p>	<p>ご意見のとおり「人権に配慮した避難所運営の推進」に羽島市避難所運営ガイドラインに基づく運営も含まれていますが、「安心・安全な避難所環境に向けた取り組みの推進」における施策の方向性を示したものであるため、原案のとおりとします。</p>